

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付する。

令和8年5月26日

岩手県企業局県南施設管理所長

所長心得 伊藤 隆行

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 仙人発電所屋外変電所ほか樹木伐採業務委託
- (2) 仕様等 入札説明書及び特記仕様書による
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年10月28日まで
- (4) 委託場所 北上市和賀町仙人地内
- (5) 入札方法

(1) の件名で、総価で入札に付する。なお、落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 入札の日において、奥州市、金ヶ崎町、北上市、西和賀町のいずれかの市町に本店を有する者であること。
- (3) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から競争入札に関する指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

岩手県公式ホームページの入札・コンペ・公募情報により行う。

(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/sonota/index.html>)

(問い合わせ先)

〒024-0102 岩手県北上市北工業団地 5-8

岩手県企業局県南施設管理所総務課 電話 0197-66-3233 (直通)

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年6月10日(水)午後1時30分 岩手県企業局県南施設管理所2階会議室

(入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)

4 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を、入札執行の当日までに、岩手県盛岡地区合同庁舎6階企業局経営総務室(岩手県企業局出納員)に納付し、領収書を受領すること。

ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札保証金は、開札(再度入札の開札を含む。)終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。

(3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

5 その他

(1) 入札への参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和8年6月3日(水)午後5時までに3(1)の問い合わせ先の場所に提出しなければならない。

また、入札日の前日までの間において、岩手県企業局県南施設管理所長から当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札への参加

(1)により提出された書類を審査した結果、入札参加者資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

企業局契約規程（平成6年企業局管理規程第14号）第10条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（6）その他

詳細については、入札説明書及び特記仕様書による。